

## 川崎の女性活躍推進に取り組む中小企業の認証制度

# 令和5年度「かわさき☆えるぼし」認証企業を募集します

働きたい人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して働くためには、仕事と家庭が両立できる男女が共に働きやすい職場づくりが不可欠です。

川崎市では平成30年度に、「かわさき☆えるぼし」認証制度を創設しました。女性の活躍推進及びワーク・ライフ・バランスを推進するため、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる中小企業を対象に令和5年7月現在109企業を認証しています。本年度も次のとおり募集します。

### ●募集期間

令和5年8月1日(火)～9月29日(金)

### ●応募対象

常時雇用従業員の数が300人以下で、川崎市内に事業所又は事務所を有する企業、社会福祉法人、財団法人、社団法人、NPO法人等

### ●認証要件

女性の活躍推進のための取組が別添の「かわさき☆えるぼし」認証評価項目の基準以上であること。

### ●認証取得によるメリット

- 「かわさき☆えるぼし」認証マークを名刺や企業ホームページ等で使用し、認証企業であることを対外的にPRできます。
- 川崎市ホームページ、事例集、ポスター等で認証企業の取組内容を積極的にPRします。
- 公共調達において利用する主観評価項目点の付与があります。



【事例集】



【かわさき☆えるぼし募集ホームページ】

### ●申込方法

市ホームページから申請書をダウンロードし、電子申請にて御提出ください。

### ●認証期間

令和6年1月1日から令和8年12月31日まで(3年間)

### ●説明動画と個別相談

説明動画: 申請開始に合わせて応募にあたっての説明動画を令和5年8月上旬に掲載予定です。「かわさき☆えるぼし」認証制度 WEB ページに掲載します。

「かわさき☆えるぼし」



個別相談: 申請に関する個別相談を8月8日(火)から9月15日(金)まで実施します。

(申込方法) 電話でお申し込みください(044-200-2300)。

※1企業当たり30分間

(場所) 川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

(川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階)

\*「かわさき☆えるぼし」認証とは、女性活躍推進法に基づき、厚生労働大臣が認定する「えるぼし」を参考に、川崎市が独自に市内の中小企業を対象に認証する制度です。

<問合せ先>

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 荻田  
電話 044-200-2269